

熊本地域振興ICカード電子マネー取扱規則

第1条(本規則の目的)

本規則は、肥銀カード株式会社(以下、「当社」といいます。)が発行する、金銭的価値等を記録することができる熊本地域振興ICカード(以下、「熊本ICカード」といいます。)の電子マネー取引において、電子マネーの利用者に提供する熊本地域振興ICカード加盟店(以下「加盟店」といいます。)におけるサービス内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

第2条(適用範囲)

1. 加盟店において電子マネー取引を行う際の取扱いについては、本規則の定めるところによります。
2. 熊本地域振興ICカード交通事業者(以下「交通事業者」といいます。)における、熊本ICカードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票(以下、「乗車券等」といいます。)としての使用については、交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。
3. 加盟店における、熊本地域振興ICカードポイントサービスにかかわる取扱いについては、「熊本地域振興ICカードポイントサービス規則」の定めるところによります。
4. 本規則が改定された場合、以後の電子マネー取引にかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。
5. 本規則および本規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。
6. 本規則に定めのない事項については、法令及び「熊本地域振興ICカード取扱規則」等の定めるところによります。

第3条(用語の定義)

本規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1)「電子マネー」とは、熊本地域振興ICカード取扱規則第4条第3号に定める金銭的価値をいいます。
- (2)「商品等」とは、電子マネー取引の対象となる物品、権利、ソフトウェア、サービスをいいます。
- (3)「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店において商品等の購入、借受け、譲渡、許諾、提供を受けた際に、金銭等に換えて電子マネーを加盟店の電子マネー端末により、商品等の代金を支払う取引をいいます。
- (4)「利用者」とは、この規則に同意し、電子マネー取引を行う者をいいます。
- (5)「熊本地域振興ICカード加盟店」とは、当社と電子マネーの利用に関する加盟店契約を締結し、電子マネー取引により利用者に商品等を提供する者をいいます。
- (6)「熊本地域振興ICカードポイント」とは、熊本地域振興ICカードポイントサービス規則の規定に従って付与される、ポイントをいいます。
- (7)「チャージ」とは、熊本ICカードにSFを積み増しすることをいいます。
- (8)「電子マネー端末」とは、当社の定める仕様に合致し、電子マネーの読取り、引去り等を行い、当社が特に認められた場合においては熊本ICカードへの書込みができる機器(リーダー・ライター)をいいます。

第4条(利用箇所と利用方法)

1. 利用者は、加盟店に設置した電子マネー端末において、電子マネー取引をすることができるものとします。
2. 前項により電子マネー取引をする場合、利用者の熊本ICカードから当該加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの引去りが完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
3. 第1項により利用する場合、商品等の代金額及び電子マネーの残額は、電子マネーの引去りが完了した時点で、電子マネー端末に表示され、利用者は当該代金表示金額および電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとします。なお、即時に当該加盟店に対して異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。
4. 当社は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、その責めを負いません。
5. 第2項に定める電子マネーの引去りがなされた後、利用者と加盟店との間で、引去りの原因となった行為に無効、取消し、解除、その他理由の如何を問わず、当該電子マネーの返還はできません。

第5条(利用制限)

1. 前条第1項の定めにかかわらず、1回の電子マネー取引につき2枚以上の熊本ICカードを同時に使用することはできません。
2. 利用者は、加盟店において、電子マネー取引を行うに際し、電子マネーをその利用可能残額の範囲内で、当社および加盟店が定める方法により利用することができるものとします。
3. 当社は、記名式熊本地域振興ICカード(以下「記名式熊本ICカード」といいます。)を使用して電子マネー取引が行われる場合は、カード保有者を記名人とみなして本人確認を行うことなく、利用を認めます。よって、当社および加盟店は、記名式熊本ICカードの紛失、盗難等による記名人本人以外の利用によって生じた記名人本人の損害についてその責めを負いません。
4. 偽造、変造その他不正に作成された熊本ICカードもしくは電子マネーを使用することはできません。
5. 次の各号のいずれかに該当するときは、熊本ICカードは電子マネー端末で使用できないことがあります。
 - (1) 熊本ICカード又は電子マネー端末の破損、電子マネー端末の故障、電磁的影響、もしくは天災等による、データの破壊又は消失その他の事由により、熊本ICカードの内容が読取不能、又は端末が使用不能となったとき。
 - (2) 熊本ICカードの使用、チャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、一定期間これらの取扱いが行われなかったとき。

第6条(取扱対象外商品等)

当社又は加盟店が別に定める有価証券、金券等の商品等については、第4条第1項にかかわらず、電子マネー取引を行うことはできません。

第7条(制限又は停止)

1. 当社は以下の場合、全て又は一部の加盟店における熊本ICカードの取扱いを制限又は停止をすることがあります。
 - (1)天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により熊本ICカードの取扱いが困難であると当社が認めた場合。
 - (2)コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社が熊本ICカードの取扱いの中止を必要と判断した場合。
2. 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社および交通事業者、加盟店はその責めを負いません。

第8条(免責事項)

電子マネー取引ができないことにより、利用者に生じた不利益および損害の一切について、当社および加盟店はその責めを負いません。

第9条(規定の準用)

熊本地域振興ICカード取扱規則の第12条(熊本ICカードの所有権)、第13条(デポジット)、第14条2項(遺失物法の適用による記名式熊本ICカードの失効)、第14条3項(失効した熊本ICカードのデポジット・金銭的価値等の取扱い)、第17条(チャージ)、第18条(SFの残高確認)、第22条(無効となる場合)、第23条(紛失再発行)、第24条(破損等再発行)、第28条(熊本ICカードの解約)、その他熊本地域振興ICカードの取扱いを定めた規定は、電子マネー取引における電子マネーの取扱いについて、準用するものとします。

附則1

この規則は、平成27年4月1日から実施します。

2. 株式会社肥銀コンピュータサービスを肥銀カード株式会社へ変更